

指定障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)の指定票

事業所名	熊野町社協訪問介護センター	事業者番号	(居 宅 介 護) 3413100011 (重 度 訪 問 介 護) 3413100011
所在地	安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号	管 理 者	仁 井 加奈子
従業者の員数	(1) 管 理 者 (1名) サービス提供責任者兼務 (2) サービス提供責任者(4名) ※管理者含む (3) 訪問介護員 9名(非常勤)	通常の事業 実施地域	熊野町内
		営 業 日	月曜日から金曜日まで 但し 祝祭日、年末年始(12月29日から 1月3日) は原則として休業します。
電 話 番 号	820-5230	営業時間	8時30分から17時15分まで
事業所運営の方 針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者自立支援法に基づく居宅介護を適切に提供する事を定めます。		
サービスの種類 および内容	居宅介護 重度訪問介護		
サービス実施上 の 留意点	(1) 業務上知れ得た利用者及び家族の秘密は厳密に保持します。 (2) 万一、事故が発生した場合は、家族、熊野町等に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、速やかに損害賠償をおこないます。		

サービス単位数及び利用料金

<居宅介護サービス>

① 身体介護・通院等介助(身体介護を伴う場合)

30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上2時間未満
256単位	404単位	587単位	669単位
2時間以上2時間30分未満	2時間30分以上3時間未満	3時間以上の場合	
754単位	837単位	921単位に30分を増すごとに+83単位	

② 家事援助

30分未満	30分以上45分未満	45分以上1時間未満	1時間以上1時間15分未満
106単位	153単位	197単位	239単位
1時間15分以上1時間30分未満	1時間30分以上		
275単位	311単位に15分を増すごとに+35単位		

③ 通院等介助(身体を伴わない場合)

30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	
106単位	197単位	275単位	
1時間30分以上			
345単位に30分を増すごとに+69単位			

< 重度訪問介護サービス >

1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上2時間未満	2時間以上2時間30分未満
186単位	277単位	369単位	461単位
2時間30分以上3時間未満	3時間以上3時間30分未満	3時間30分以上4時間未満	4時間以上8時間未満
553単位	644単位	736単位	821単位に4時間から30分ごとに+85単位
8時間以上12時間未満	12時間以上16時間未満	16時間以上20時間未満	20時間以上24時間未満
1505単位に8時間から30分ごとに+85単位	2184単位に12時間から30分ごとに+81単位	2834単位に16時間から30分ごとに+86単位	3520単位に20時間から30分ごとに+80単位

※地域区分 熊野町は7級地となっており、1単位あたり10.18円となります。

※上記単位に加え、早朝(午前7時～午前8時)・夜間(午後6時～午後9時)帯は25%増しとなります。

※2人の居宅介護員により訪問を行った場合

1人の居宅介護員により介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の居宅介護員でサービスを提供した場合は2倍の利用者負担額をいただきます。

当事業所の加算体制

加算名称	単位数	算定回数
居宅初回加算	200	初回のみ
居宅介護緊急時対応加算	100	1回の要請に対して1回のみ
特定事業所加算Ⅱ	基本報酬の10%を加算	1回あたり
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	居宅介護サービス 総単位数(注1)の44.6%を加算 重度訪問介護サービス 総単位数(注1)の37.2%を加算	1月につき

(注1)総単位数・・・基本単位数＋各種加算・減算

キャンセル料

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日17時15分まで	無料	
サービス利用日の当日	700円	但し、2人の従業者が居宅介護サービスを提供する場合は1,400円とする

※利用者の都合でサービスを中止にする場合にはキャンセル料が発生します。但し、サービス利用の前日までの連絡、利用者の容態の急変などで、緊急等やむを得ない場合は不要です。